

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置（北方対策本部）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>独立行政法人改革については、本年6月の第3回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、総理から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に従い、独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、税制上の所要の措置を講ずること。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>—</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>—</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 19. 北方領土問題の解決の促進 【施策】 ①北方領土問題解決促進のための施策の推進
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—